

令和7年3月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)	
地域名 (地域内農業集落名)	田頭 (中村)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月16日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している。
- ・中心経営体の高齢化が著しく、経営継承されない場合、10年後に70歳以上の耕作者の割合が急増する。
- ・農地が分散しており、集約化が急務。

(2) 地域における農業の将来の在り方

中村地区では水稻を主要作物とし、使用しなくなった機械を地域で活用するなど、コストの削減や小規模農家の育成に取り組んでいく。
田頭地区全体として、若い担い手が少なく、地区の中で農地分散が目立つため、各集落に任せるのではなく、田頭地区全体としての将来の担い手、農地の受け手を再検討し、集約を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
将来的に地元の農業を担う者に集積・集約するが、現状では、キャパシティを超えており、農地を受けられないため、農地の交換を少しずつ進め、段階を踏んで、集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の大区画化・汎用化等の圃場整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
中村集落営農組合へ水稻の刈取り、乾燥調製を委託する。 新岩手農業協同組合へ水稻の乾燥調製を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--